

令和3年6月21日

県協会加盟園
設置者・園長 様
研修担当者 様

(一社) 長野県私立幼稚園・認定こども園協会
理 事 長 大森けい子
研修委員長 倉科 正豊

処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施主体の認定について

梅雨の候、皆さまにはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本協会主催の研修につきましてご理解をいただき園の多くの先生方にご参加いただいていることに感謝申し上げます。

本協会より、5月26日付で、「本協会主催の研修の処遇改善等加算Ⅱに係る研修での位置づけについて」という文書を配信しましたが、処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体としての認定についてお問い合わせをいただきました。

いただいたお問い合わせについてまとめましたので、確認いただきますようお願いいたします。

記

- 1 いただいたお問い合わせ
 - ・処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体として長野県より認定されているとの事ですが、中核都市としての長野市、松本市についても同様に認定されているのですか。
- 2 お問合せへの回答
 - ・長野市及び松本市からも処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体として認定されています。
 - なお、処遇改善等加算Ⅱの研修受講要件に該当する研修の取り扱いについては、長野市、松本市ともに、令和3年6月10日付、「本協会主催の研修について」でお知らせした内容に準じます。
- 3 その他
 - ・加算Ⅱ認定時に加算Ⅱ対象者について添付する証明書として、実施主体が発行する修了書や免許状更新講習履修証明書などの証明が必要となります。受講者が研修ハンドブックなどで管理するとともに、園においても適切に管理願います。

(一社) 長野県私立幼稚園・認定こども園協会
事務局長 郡司 一巳 長久保 裕子
担当 私学振興専門員 久保田 学
電話 026-235-3353 FAX026-235-3410